

保護者様

国立市立国立第二小学校

インフルエンザ 登校連絡票

児童・生徒がインフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条により校長は感染のおそれなくなるまで、出席を停止させることができるようになっております。これに基づき、発症日から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過するまで登校することはできません。つきましては、発熱及び解熱の状況を確認するため、登校する際に本紙を保護者の方が記入し学校に提出してください。まん延防止にご協力お願いいたします。

インフルエンザ^{りかん}罹患中の主な症状（該当する症状全てを○で囲んでください）

- ・ 発熱 ・ 悪寒 ・ 頭痛 ・ 筋肉痛 ・ 関節痛 ・ 倦怠感 ・ 咳
- ・ 鼻水 ・ 咽頭痛 ・ 食欲不振 ・ 吐き気 ・ 嘔吐 ・ 下痢 ・ 腹痛
- ・ その他（ ）

発症日(発熱日)	月 日 曜日
受診日	月 日 曜日 (医療機関名:)
診断名	インフルエンザ (A ・ B ・)

罹患中の体温をはかり、下記に記録してください。(平熱: 度 分)

発症0日目(発熱日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※発熱したその日が「発症0日目」となります。

可能な限り、朝と夜の1日計2回、体温を測定し上記に記入してください。

国立市立国立第二小学校

年 組 児童名

上記のとおりインフルエンザ^{りかん}に罹患しましたが、発症日から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過しましたので登校いたします。

令和 年 月 日

学校長 殿

保護者名



出席停止と臨時休業は、学校感染症のまん延防止対策として行われるものです。

出席停止は、[学校保健安全法第 19 条](#)で「校長は感染症にかかっており、かかっている疑いがあり又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」と定めています。臨時休業については、[同法第 20 条](#)で、「学校の設置者は、感染症予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」としています。その詳細については、[文部科学省令](#)に定められています。(法第 14 条)

出席停止の期間の基準は表 4 で一覧にまとめています。法律については以下をご参照ください。

○第一種

第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで（規則第 19 条第 1 号）

○第二種

それぞれ定められた出席停止期間。ただし、病状により、[学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたとき](#)はその限りではない。(規則第 19 条第 2 号)

○第三種及び結核

病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで（規則第 19 条第 3 号）